

令和 7 年度
北九州市地域中核企業新規事業等創出支援事業
支援先企業

募集要項

令和 7 年 6 月

北九州市産業経済局産業政策課



1. 目的

北九州市内の中核企業は、地域経済の発展や雇用の場の創出など、地域未来のけん引役として大変重要な存在であり、北九州市では、そのような企業の成長促進を図っていきたいと考えています。

その一環として、本事業では、地域中核企業※が、新規事業展開等、成長に向けた新たな取組を実施していく上で必要な計画の策定など、その具体化を図る支援を行うことにより、成長に向けた第一歩を後押し、企業規模（売上高）の拡大へとつなげていくことを目指します。

※売上高概ね30億円～500億円の市内企業

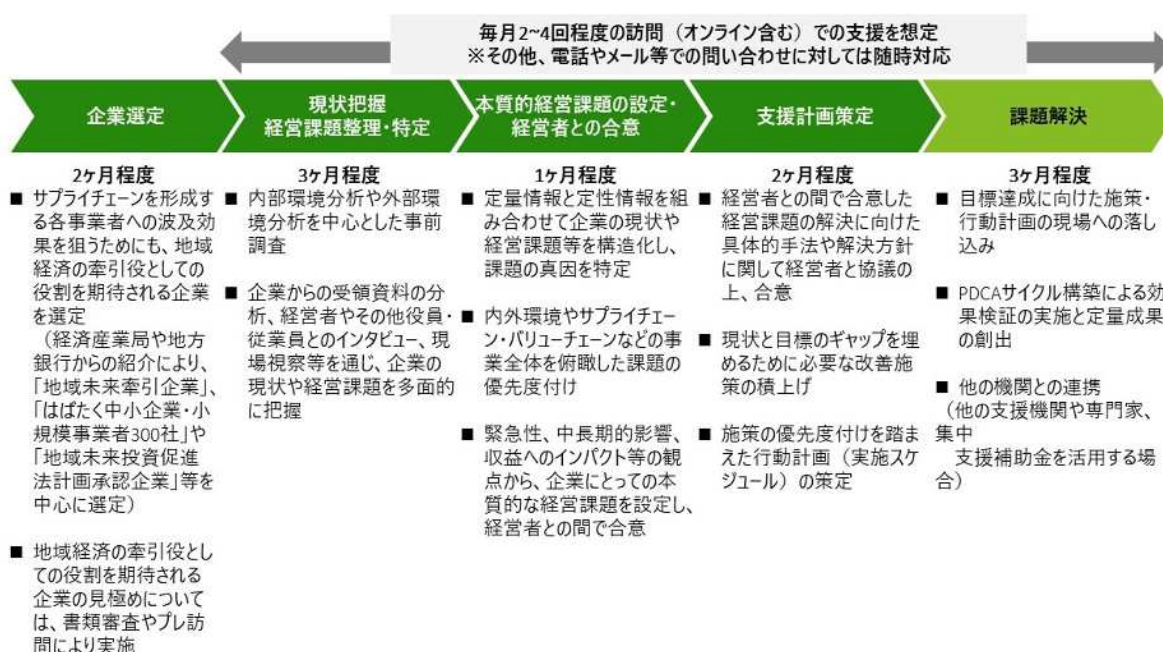
2. 支援内容

本事業の支援先として選定された企業（以下、「支援先選定企業」という。）に対して、市が選定した支援者（コンサルタント）が、成長に向けた伴走型の支援（社内外の定性・定量情報の分析、課題抽出、優先順位づけ、解決のサポート等）を行います。

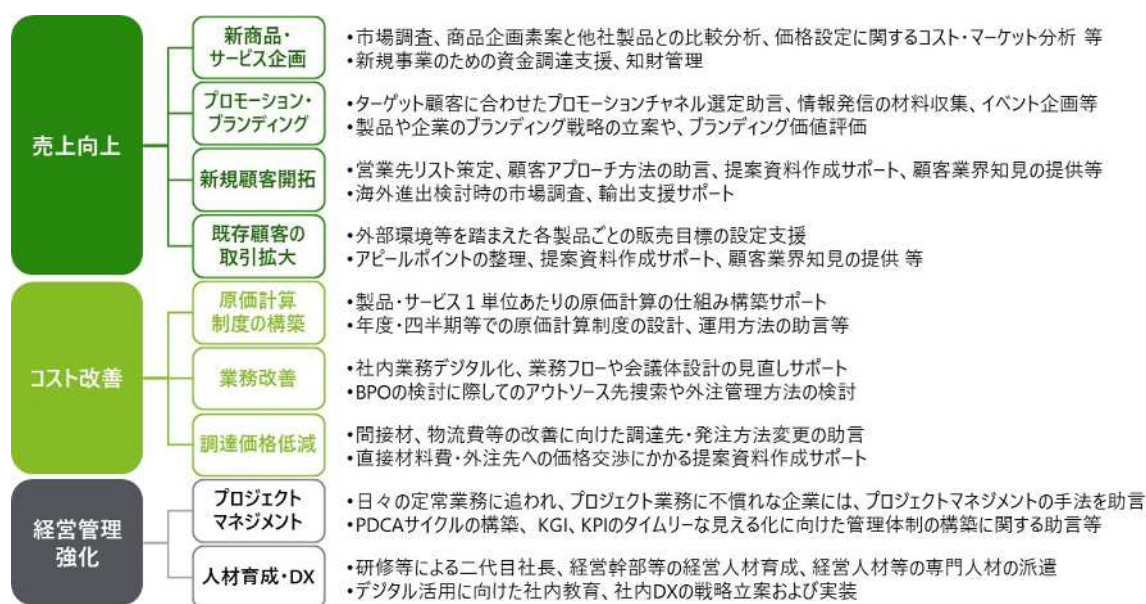
【市が選定した支援者】

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社

《支援のスケジュールイメージ》



《支援内容例》



※支援期間の目安について

北九州市の予算は単年度予算のため確約はできかねますが、支援期間については、選定された年度を含み最長3年間を想定しています。令和8年度以降の支援については、前年までの取組状況を加味した上で、決定する予定ですが、詳細は別途お知らせをします。

各年度の支援内容等は予算の成立状況等により変更になる場合がありますので、ご了承ください。

3. 支援先選定企業数

5社程度

4. 支援対象者（申請要件）

本事業の支援を受けることができる者は、以下の要件をすべて満たす者とします。ただし、みなし大企業に該当する場合（（3）の④に該当する場合は除く）は、補助対象外とします。

- （1）北九州市内に本社（本店）を有する企業であること
- （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業であること又は従業員数が中小企業基本法に定める常時従業員数を超え2,000人以下の企業であること
- （3）次に掲げるいずれかに該当すること
 - ①直近3年間のうちいずれかの年度で、年間の売上高が30億円から500億円であること

- ②直近3年間のうちいずれかの年度で、年間売上高が20億円以上30億円未満で、同期間の売上高成長率が10%以上であること
 - ③直近3年間のうちいずれかの年度で、売上高が概ね10億円以上20億円未満で、5年後の売上高（目標）が30億円以上であること
 - ④国から「地域未来牽引企業」に選定されている企業であること又は福岡県から「地域経済牽引事業計画」の認定を受けている企業であること
- (4)市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと
 - (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
 - (6)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

5. 支援を受けるに当たっての費用負担

重 要

本事業の費用については、伴走支援に係る総額の2分の1を北九州市が負担し、残り2分の1を支援選定企業がするものとします。

そのため、本事業の支援を受けるに当たっては、1社あたり1,806,000円＋消費税額（地方消費税額を含む。）の費用負担をしていただくことになります。なお、その負担分に関しては、支援者と直接支払い（契約）をしてもらうことになります。

6. 申請方法

- (1)申請受付期間
令和7年6月16日（月）から令和7年7月18日（金）17時
- (2)申請書類
申請に当たっては、以下の書類をご提出ください。
 - ①公募申込書（様式1）
 - ②申請者概要（様式2）
 - ③成長計画書（様式3）
 - ④履歴事項全部証明書（申請日以前3ヶ月以内に取得したものに限る）及び役員等名簿（様式4）
 - ⑤直近3決算期分の以下の書類
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・売上原価、販売費及び一般管理費の明細書
 - ・確定申告の「法人事業概況説明書」の写し
 - ⑥市税の納税証明書〔市税の滞納がないことを証するもの〕

⑦暴力団排除に関する誓約書（様式5）

※申請書類のうち様式（1～5）は、北九州市のホームページに掲載しています。

（3）申請書の提出

書類に不備等がないことをご確認の上、電子データにて、下記までご提出ください。

【提出先】

北九州市産業経済局産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

電話 093-582-2299 FAX 093-591-2566

電子メール san-sangyou@city.kitakyushu.lg.jp

7. 支援先の選考

（1）選考の流れ

①一次審査（申請多数の場合） 7月下旬予定

申請多数の場合には、一次審査を行います。一次審査は書類審査とし、支援者と協議の上、北九州市が通過者を選定します。

②二次審査 8月上旬予定

成長計画に係るプレゼンテーション及び支援者、外部有識者によるヒアリングを行います。

審査は、プレゼンテーションを10分、ヒアリングを10分程度、計20分を予定しております。（日時、進め方等の詳細は別途お知らせします。）

③支援先企業の決定 8月中旬予定

5社程度を目安に支援先企業を決定します。決定後には速やかに支援者による支援を開始します。

（2）審査基準

主に以下の項目について審査をします。

なお、審査においては、価格転嫁（取引適正化）の取組や女性活躍・子育て支援の取組を後押しする観点から、以下に該当する企業に対し、優遇措置（加点评価）を行います。

①「パートナシップ構築宣言」実施企業

②「えるぼし」認定企業（えるぼし・プラチナえるぼし）

③「くるみん」認定企業（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん）

※②、③については、認定種別に応じて段階的な加点を行う予定です

審査項目	審査の視点
事業内容と課題認識	・現状分析による強み・弱みなど具体的に把握できているか ・事業内容に競争優位性や独自性等の強みがあるか ・安定的な事業継続を担保できる財務状況や収益性等を有しているか
成長意欲	・成長への強い意欲を有しているか ・市場や競合の特徴を考慮した上で、将来の目標や今後の展望等が適切に設定されているか
成長可能性	・成長に向けた取組計画は財務面も含め無理なく設定されており、今後の成長が見込めるか ・成長に向けて必要な組織体制が整備されているか ・本事業を通じて達成したい目標が適切かつ明確に設定されており、支援が有効に活用される取組計画となっているか
新規性	・既存事業の拡大ではなく、新たな分野への進出や新たな製品の開発など新規性を有しているか
地域経済（「稼げるまち」の実現等）への貢献	・成長計画の実現により、北九州市への高い経済波及効果が見込めるか ・成長計画の内容等は、北九州市の目指す方向性（ビジョン、産業振興未来戦略）に沿っている等、北九州市が支援することに適したものか

8. 留意事項

- （１）本事業を通してご提供いただいた情報は本事業の推進のために利用するものとし、北九州市、支援者、審査に関与する外部有識者へ提供します。
- （２）本事業や本市の産業施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、本市の他の支援策等についてご案内をする場合があります。
- （３）支援先選定企業は、支援者によるコンサルティング支援等を積極的に受け、成長計画の策定や成長計画に基づく課題解決に誠意を持って取り組んでください。進捗状況等は北九州市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理の上、北九州市や支援者と協議し対策を行ってください。
- （４）令和８年度以降は、北九州市議会において本事業に関する予算の議決を受けることが前提となります。令和８年度以降の支援に関することについては、改めてお知らせをします。